

離婚基本合意書

夫 _____ (以下、「甲」という。) と妻 _____ (以下、「乙」という。) とは、両者間の離婚に関して、本日下午記のとおり合意する。

第 1 条 (協議離婚の成立)

甲乙は、本日、協議離婚することに合意し、甲乙各署名押印の協議離婚届用紙を作成の上、その届出提出を甲に託し、甲は、平成 年 月 日までに役所に離婚届を提出するものとする。

第 2 条 (財産分与等)

甲は、財産分与及び離婚慰謝料並びに乙の今後の生活の扶助の意味による解決金 (以下、「財産分与等」という) として、乙に対し、金 万円を支払うものとする。

2. 前項の財産分与等の支払いは、下記のとおりとする。

- 本日限り支払うものとする。(乙はこれを受領した。)
- 金 _____ 円については、本日限り支払うものとする。(乙はこれを受領した。)

残金 _____ 円については、毎月 _____ 円の _____ 回払いとし、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日を第一回として、以後毎月末日までに、乙の住所地に持参または乙の指定する金融機関 (_____ 銀行 _____ 支店) の乙名義の口座 (普通口座 _____) に振込送金して支払う。

第 3 条 (遅延損害金)

甲の乙に対する前条第 2 項に定める財産分与等の支払いが 1 回でも遅れた場合には、当然に期限の利益を失い、甲は乙に対して、その時点での残金の合計金額にその時点から年 % の割合による遅延損害金を付加して、これを直ちに支払うものとする。

第 4 条 (秘密保持)

甲及び乙は、知り得た相手方の秘密を、相手方の親族等の関係者及び第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 甲及び乙は、知り得た相手方の秘密を故意または重大な過失により漏洩し、相手方に損害が生じた場合には、損害賠償及び相手方が必要と認める措置を履行する義務を負う。

第 5 条（債権債務の不存在）

甲及び乙は、本件は、この合意によって一切解決したことを確認し、甲・乙間には前条により発生しうる損害賠償債権・債務以外何らの債権・債務関係のないことを当事者相互に確認する。

第 6 条（別途協議）

本合意書に定めていない事項および本合意の解釈については甲乙間互いに誠意をもって、その都度協議決定するほか、民法等の法律及び一般慣習に従うものとする。

2. 本合意書に定めていない事項について甲乙間において別途合意が成立した場合には、その都度本合意書を基として、覚書を作成するものとする。

第 7 条（公正証書の作成）

甲は、本合意の各条項を内容とする公正証書を作成することに同意し、本合意を履行しないときは、全財産に対し直ちに強制執行を受けても異議がないことを承諾し、公正証書作成のための委任状と印鑑証明書各 1 通を乙に交付するものとする。

第 8 条（合意管轄）

本合意から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、乙の住所地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とすることに甲乙とも合意した。

上記のとおり合意が成立したので、上記内容の遵守を誓約し、本書 2 通を作成し、甲・乙は署名・捺印の上、各 1 通宛保有する。

平成 年 月 日

住 所

(甲) 氏 名 _____ 印

住 所

(乙) 氏 名 _____ 印